

【諮問第250号】

25川情個第47号
平成26年3月27日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 青柳幸一

公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申立てについて（答申）

平成25年6月6日付け25川建公管第408号で諮問のありました、公文書開示請求に係る部分開示処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

【諮問第250号】

1 審査会の結論

異議申立人の公文書開示請求に対して実施機関川崎市長が行った部分開示処分は妥当である。

2 開示請求の内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成25年2月13日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「藤子・F・不二雄ミュージアムについて、川崎市と小田急電鉄株式会社（以下「小田急」という。）が締結した土地の貸借につき金銭支払いが分かる事を含む、契約内容が分かる文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を「事業用定期借地権設定契約のための覚書（以下「覚書」という。）」及び「事業用定期借地権設定契約公正証書」と特定し、平成25年2月27日付けで、次の部分を不開示とした部分開示処分を行った。
 - ア 法人社員及び職員の氏名並びに生年月日（条例第8条第1号該当）
 - イ 法人の代表者印（条例第8条第2号ア該当）
- (3) 異議申立人は、平成25年4月23日付けで、小田急が川崎市に提出した土壌調査に関する報告書が、本件請求の対象公文書から除かれ、不開示であることは不自然であり、開示すべきものとして、部分開示処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第250号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び平成25年5月14日付けで提出された資料並びに平成25年8月18日付けで提出された意見書によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件請求により開示のあった覚書は、同覚書第10条において、小田急が実施した土壌調査に関する報告書（以下「報告書」という。）の内容に基づき、土壌の一部において重油成分が存在する事を確認し、また、確認を証するものとして、小田急は川崎市に報告書の写しを提出することとなっており、報告書の存在が根拠となっている。
- (2) 報告書が川崎市に提出されているにもかかわらず開示されないのは不自然である。
- (3) 報告書には、重要な重油流出の事実が記載されていないため、川崎市が報告書を意図的に非開示としたことは明らかである。

4 実施機関の主張要旨

平成25年7月12日付け処分理由説明書及び平成25年12月19日実施の口

頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 報告書は、土壤調査の結果を確認する文書であり、土地の貸借に係る契約内容とは直接的な関連性はない。
- (2) 報告書のまえがきに、「本調査報告書は、(中略) 事業用定期借地契約のための覚書第10条(土壤の管理)に基づく土壤調査に関する報告書である。」とあり、覚書第10条を履行したことにより本市に提出されたものであることから、報告書は契約内容が分かる文書ではない。
- (3) また、報告書は、覚書締結の約5ヶ月後となる平成22年9月6日に、重油成分を含む土壤の撤去が完了し提出された「土壤撤去工事完了報告書」と併せて提出されており、覚書とは別に整理・保管しているため、必ずしも覚書に附属しなければならないものではなく、報告書のみを意図的に開示しなかったものではない。
- (4) なお、異議申立人は平成25年4月19日付けで報告書の開示請求をしており、実施機関は、不開示部分を除き報告書を開示した。

5 審査会の判断

情報公開条例に基づく開示請求の対象公文書の範囲は、請求人が定めるのであり、実施機関が定めるものではない。ただし、請求人は、「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」を明らかにして請求するものとされ(条例第7条第1項第2号)、それは書面を市長に提出する方法でなされることとされている(川崎市情報公開条例施行規則第3条第1項)。

異議申立人は、本件開示請求書において「藤子・F・不二雄ミュージアムについて(中略)川崎市と小田急が締結した土地の貸借につき金銭支払いが分かる事を含む、契約内容が分かる文書」という記載をしており、実施機関は、この記載を元に、請求対象公文書を、①「事業用定期借地権設定契約のための覚書」、②「本件覚書に基づき締結した事業用定期借地権設定契約公正証書」の2つと特定した。このような請求対象公文書の特定は、一般的にみたとき、情報公開条例上不適切であったとはいえない。

これに対し、異議申立人は、上記①の第10条に記載されている報告書も上記「契約内容が分かる文書」に含まれると主張している。確かに報告書の記載内容は契約当事者の責任・負担に関わり、その提出は契約の内容そのものとなっているので、報告書は、「契約内容が分かる文書」であるといえなくもない。しかしながら、「契約内容が分かる文書」という表現は、実に幅がある概念であり、請求対象公文書の範囲についてより慎重に考えて請求人と対象公文書の特定について協議等した方が良かったとはいえ、請求人が特記していた「土地の貸借につき金銭支払い」が明らかになる本件覚書を含む契約関係文書のみを開示することとした実施機関の判断それ自体が不合理であるとまではいえない。しかも、問題の報告書は、契約締結の約5ヶ月後に取得した、契約それ自体とは別の文書であり、かつ、実施機関の説明によれば、契約文書とは別に整理・保管されていた。これらのことにも鑑みるとなおさらである。

また、①と②の開示によって初めて、異議申立人は、報告書の存在を知ったものと推測され、その結果、別件開示請求も行い当該報告書の開示を受けているが、こうし

た探索的な連続的開示請求がなされることは、情報公開制度の自然な利用のされ方ともいえる。しかも、実施機関は、既に別件開示請求に基づいて本件報告書を部分開示しており、異議申立人の本件不服申立ては既に成功裡に終わっているともいえ、改めて本件部分開示処分を是正する実際の必要も認められない。

以上のことから、審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 大 関 亮 子

委員 木 村 琢 磨

委員 人 見 剛

委員 葭 葉 裕 子